

「歩行型ロータリ除雪機による事故」(令和元年5月報告書公表)に関する第2回フォローアップ（意見先：消費者庁）

意見(令和元年5月) 消費者安全調査委員会	意見に対するこれまでの 取り組み 消費者庁	第2回フォローアップ評価 消費者安全調査委員会 (令和4年3月)
1 消費者庁長官への意見		
(1)事故情報の収集の促進		
<p>消費者庁は、必要に応じて警察庁及び総務省消防庁の協力を得つつ、除雪機による事故の発生が網羅的に把握されるよう、必要な対策を講じるべきである。</p>	<p>省略（以下、消費者庁HP「意見後の動き」参照） https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/councilsicsic_202008_02.pdf</p>	<p>【委員会：質問事項】 除雪機の事故情報の収集にあたり、必要に応じて警察庁及び総務省消防庁の協力を得つつ取り組まれていますが、消費者庁に確実に通知・報告されるよう採られた方策等があれば、御教示ください。</p> <p>【意見先：回答(令和2年度、令和3年度の取組について)】 事故情報の収集及び通知制度の周知については、関係行政機関に対して、地方公共団体への周知依頼も含め、これまで随時意見交換を実施している。また、地方公共団体に対しては、消費者行政ブロック会議及び都道府県消費者行政担当課長会議等において説明を実施している。引き続き消費者安全法の通知制度の実効性を確保するため、周知を徹底してまいりたい。 会議の開催日程については以下のとおり。</p> <p>(事故情報の収集及び通知周知についての会議開催日程) ・令和2年度 消費者行政ブロック会議（オンライン開催） 北海道・東北 令和2年11月20日（金） 関東 ※新型コロナウィルス感染症拡大の状況に鑑み、書面開催に変更 中部・北陸 令和2年11月20日（金） 近畿 令和2年12月7日（月） 中国・四国 令和2年12月7日（月） 九州・沖縄 令和2年11月13日（金） ・令和2年度 PI0-NET 運営連絡会議 令和3年3月 資料配布形式 ・令和3年度 都道府県等消費者行政担当課長会議（オンライン開催） 令和3年4月23日（金） ・令和3年度 消費者庁所管法令執行担当者研修 令和3年6月 動画配信、資料配布形式</p> <p>【委員会：評価】 取組確認済とする</p>
(2)事故リスクの周知の充実		
<p>① 地方公共団体による周知の充実</p> <p>消費者庁は、地方公共団体が行う事故リスクの周知に係る取組に資するよう、本報告書の内容を踏まえ、デッドマンクラッチを無効化することによる事故リスクなど、特に留意すべき事項を、地方公共団体に対して提供すべきである。</p> <p>② 国の関係行政機関による周知の充実</p> <p>消費者庁は、本報告書の内容を踏まえ、デッドマンクラッチを無効化することによる事故リスクなど、特に留意すべき事項の使用者への周知を図るために、使用者及び関係行政機関に向けて情報を提供すべきである。</p>	同上	<p>【委員会：質問事項】 デッドマンクラッチを無効化したことが原因と思われる死亡事故が、本年も発生しています。事故リスクの周知について地方公共団体及び関係行政機関に向けて行われた具体的な取組について御教示ください。また、このような使用者に情報が確実に届くために工夫があれば具体的に御教示ください。</p> <p>【意見先：回答(令和2年度、令和3年度の取組について)】 昨年度(令和元年度)に引き続き、豪雪地帯に指定されている24道府県532市町村に対して、再周知として、歩行型ロータリ除雪機による事故の未然防止、拡大防止のため、防災等の関係部局と連携・協力し、管内広報誌への掲載、除雪機安全協議会作成の動画、チラシ等の活用による、消費者の皆様に対する周知・啓発について協力を依頼した。また、内閣府防災作成の「市町村における降雪対応の手引き」においても、内容を更新し、事故防止のポイントをより分かりやすく掲載した。 さらに、歩行型ロータリ除雪機の死亡事故発生を契機に消費者庁Twitterにより、令和2年12月、令和3年1月に除雪機安全協議会作成のチラシを交えた注意喚起を行っている。 Twitterでの注意喚起例は、以下のとおり。 事故が繰り返されることがないよう、消費者（使用者）に注意喚起の内容を確実に届ける取組を、引き続き実施してまいりたい。</p> <p>令和2年12月の消費者庁Twitterによる注意喚起 https://twitter.com/caa_shohishacho/status/1339129925047996416</p>  <p>(参考資料)令和3年度に実施された除雪機の事故に関する注意喚起について <事務連絡> 令和3年11月2日 歩行型ロータリ除雪機による事故の防止に関する取組について（再周知依頼）（消安全339号） <注意喚起> 令和3年12月23日 除雪機による死亡・重傷事故を防ごう！-正しく、安全に使用してください。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_057/ <Twitter> 令和3年12月23日（上記注意喚起を受けて） https://twitter.com/caa_shohishacho/status/1473821683312394243 <Facebook> 令和3年12月23日（上記注意喚起を受けて） https://www.facebook.com/caa.shohishacho/posts/4552475511526539/ <事務連絡> 令和3年12月23日（上記注意喚起を受けて） 除雪機の事故に関する注意喚起について（依頼）（消安全441号） <Twitter> 令和4年1月14日（大雪を受けて） https://twitter.com/caa_shohishacho/status/1481880581663178753 <Twitter> 令和4年1月18日（重大事故公表を受けて） https://twitter.com/caa_shohishacho/status/1483326507825000450</p> <p>【委員会：評価】 取組み確認済とする。</p>